

豊川市監査公表第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 4 日

豊川市監査委員	武 田 久 計
同	鈴 木 篤 男
同	中 川 雅 之

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

総務部財産管理課

2 監査の範囲

平成31年4月1日～ 令和2年10月20日

3 監査の実施期間

令和2年9月18日～ 令和2年10月20日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約に関する事務について

エ 補助金・交付金に関する事務について

オ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

改善事項

備品管理事務において、備品表示票の未貼付及び備品台帳への必要事項の未記載の事例が見受けられた。財産管理課においては、全庁の備品管理を指導する部署であることを改めて認識するとともに、自課も含め全庁的に豊川市物品管理規則に定める事務が確実に行われるよう改善されたい。

(3) 意見等

前回定例監査において指摘した、個人に対して行っている普通財産貸付について、引き続き適正な財産管理に努められたい。